

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(2-10)、
廃棄物管理施設(4))」
2. 日時：令和5年1月31日(火) 16時30分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
長谷川安全規制管理官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、
武田安全審査官
日本原燃株式会社 松本執行役員 技術本部副本部長(土木建築) 他6名
関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー 他1名
東電設計株式会社 土木本部 耐震技術部 担当職

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、令和5年1月13日の提出資料に基づき、入力地震動策定に係わる地盤モデルに、エリア毎に地盤物性値を平均化したモデル(以下「平均地盤モデル」という。)を用いているとの説明を受け、原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ・日本原燃は、入力地震動の策定に用いた地盤モデルに関して以下の2点について科学的・技術的観点からその妥当性について説明する必要がある。
 - ①新規制基準により基準地震動 S_s が大きくなったにも関わらず、既認可と同様のモデルが使用できること。
 - ②建屋直下若しくは近傍の地盤物性値から設定したモデル(以下「直下地盤モデル」という。)を用いることが一般的であるところ、平均地盤モデルを用いていること

なお、②については、第1回設工認申請と同様の方法で、平均地盤モデルと直下地盤モデルそれぞれにより策定した入力地震動の比較により説明すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000120.html
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000121.html
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000122.html
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000123.html
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年12月26日）
「日本原燃（株）から特定廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000124.html
- ・ 令和5年1月13日
「日本原燃（株）再処理施設、廃棄物管理施設の設工認申請に関する資料提出」

